

登録範囲／登録内容の変更申請書

一般財団法人 日本自動車研究所
認 証 セ ン タ ー 長 宛

下記のとおり登録範囲の変更／登録内容の変更を申し込みます。

申込日： 年 月 日
変更希望日： 年 月 日

申 請 者	組織名：	
	(所属) 役職：	氏名：
	ふりがな 住 所：〒	
	電話：	FAX： E-mail：
登 録 者	適用規格： ☐ ISO 14001:----/JIS Q 14001:---- ☐ ISO 9001 :----/JIS Q 9001 :---- ☐ ISO 45001:----/JIS Q 45001:---- ☐ ISO 39001:----	
	登録番号：	
	登録者名：	
	事務連絡担当者 所属・役職： 氏名： 電話： FAX： E-mail：	
申請内容（詳細は2～4ページ目に記載）		備考
☐ 社名／事業所名変更	☐ 組織の統廃合／吸収合併による	原則臨時審査実施
	☐ 単純な社名／事業所名変更	臨時審査なし
☐ 住所変更	☐ 事業所移転	原則臨時審査実施
	☐ 住所表示変更	臨時審査なし
☐ 登録範囲の変更	☐ 登録の統合	臨時審査実施
	☐ 登録範囲の拡大	
	☐ 登録の分割	原則臨時審査実施
	☐ 登録範囲の縮小	
☐ 定期審査等実施月の変更（登録の有効期限の短縮）		定期審査繰上げ

※ 登録の統合の申請の場合、申請者／登録者欄には統合後の申請者／登録者を記載願います。

※ ☐部の該当する箇所には✓を入れてください。（適用規格および申請内容）

※ 臨時審査の実施の詳細は別途連絡いたします。

社名／事業所名変更(組織の統廃合, 単純な社名／事業所名変更)

変更前	変更後
変更理由 注1)	

注1) 社名変更の場合は, ご案内状等の社名変更が判断できる資料を添付してください。

住所変更(事業所移転, 住所表示変更)

変更前	変更後
変更理由	

登録範囲の変更(登録の統合, 登録範囲の拡大, 登録の分割, 登録範囲の縮小)

注) 外部に提供していない製品やサービスにつきましては登録範囲に記載できません。

例: 部品等の保管, 金型の保管, 社内向けのサポート, 社内教育 など

	変更前	変更後
登録 範囲 1)の 変更		
	変更理由 注2)	

登録 範囲 2)の 変更		
	変更理由 注2)	

注2) 登録サイト／組織の拡大の場合は 4/4 項に記入してください。

定期審査実施月の変更(登録の有効期限の短縮)

変更前	変更後
変更理由	

登録サイト／組織の拡大

拡大 サイト名	住所	対象 人員	部署数 (部課単位)	製品・サービス (外販に限る)			
				JARI コード			
工場・営業所・店舗名 注3) 注4)		注5)	注6)	注7)			
				注8) 該当するものすべて			
主な工程 (ISO39001:----は記入不要)							
適用の除外(QMSのみ) : ☐ 設計・開発 / ☐ その他 ()							

注3) ディーラーの店舗拡大は塗装がある場合、店舗名の最後に BP と記入してください。

注4) 組織図, 工場配置(地図)が分かるものを添付してください。

注5) 営業所, 店舗の拡大で本社機能の人数に変更がある場合, 本社の人数も記入してください。

注6) 部署数は組織図があれば記入不要です。(部課単位)

注7) 具体的に記入してください(記載例: 自動車の製造、自動車の販売、自動車用オイルフィルタの製造、汎用歯車の製造、汎用工作機械の製造、廃棄物の収集運搬)

注8) 別紙1 (JARI コード表) の【環境・労働安全衛生用】または【品質用】から該当する JARI コードをご記入ください。(記載例: 加工金属製品製造業の場合、環境用は 17、品質用は 25.00)
なお、該当する業種がない場合はご連絡ください。

本件問合せ先
事業部
TEL 03-5733-7934

●別紙 1 (JARI コード表) ●

・製品・サービス欄の下段に記載する「JARI コード」は以下の【環境・労働安全衛生用】又は、【品質用】をご参照ください。

【環境・労働安全衛生用】

業種	JARI コード	JAB 認定範囲 分類番号
織物・繊維製品業	4	4
化学薬品・化学製品及び繊維業	12	12
ゴム製品・プラスチック製品業	14	14
非金属鉱物製品業	15	15
基礎金属・加工金属製品	17	17
機器・装置製造業	18	18
電氣的及び工学的装置製造業	19	19
造船業	20	20
その他輸送装置(自動車・自動車部品製造など)	22	22
再生業(材料再生業など)	24	24
建設業	28	28
卸売業、小売業、自動車・オートバイ修理業	29	29
輸送(旅客・貨物運送など)・倉庫・通信業	31	31
金融、保険、不動産、賃貸業	32	32
情報技術	33	33
エンジニアリング、研究開発	34	34
その他専門的サービス(警備・清掃・造園など)	35	35
教育機関	37	37
その他個人的サービス(廃棄物収集・クリーニングなど)	39	39

【品質用】

業種	JARI コード	JAB 認定範囲 分類番号
織物製品製造業	13.00	4
化学品及び化学製品製造業	20.00	12
ゴム製品製造業	22.10	14
プラスチック製品製造業	22.20	
その他の非金属鉱物製品製造業(セメント・コンクリートを 除く)、(ガラス・セラミック製品など)	23.00	15
基礎金属製造業(パイプ、ワイヤー、金属生産など)	24.00	17
金属加工製品製造業 (機械加工、プレス、圧延品、金型など)	25.00	
機械機器製造業(成型機械、工作機械など)	28.00	18
コンピューター、電子機器、光学製品製造業	26.00	19
電気機器製造業	27.00	
自動車、トレーラー、自動車用部品製造業	29.00	22
輸送機器製造業	30.90	
材料再生業	38.30	24
土木工事業	42.00	28
解体・整地業	43.10	
電気工事、配管工事、その他建設工事業	43.20	
建物の完成と仕上げ業	43.30	

自動車・オートバイ・関連部品の卸売り又は販売業、 自動車・オートバイ整備・修理業	45.00	29
卸売業(自動車・オートバイを除く)	46.00	
小売業(自動車・オートバイを除く)	47.00	
道路貨物運送業	49.40	31
倉庫管理及び貨物運送取扱業	52.00	
建築(設計コンサルタントなど)、エンジニアリングサービス 関連技術コンサルタント業務	71.10	34
技術的試験と分析業(エンジニアリング関連)	71.20	
科学的な研究開発業	72.00	
本社業務・経営コンサルタント業	70.00	35
職業紹介業	78.00	
民間警備業	80.10	
警備システム、セキュリティ運用等サービス業	80.20	
清掃業	81.20	
造園サービス業	81.30	
会議・展示会関連業	82.30	
事業支援(ビジネスサポート)サービス業	82.90	
教育機関	85.00	37
廃棄物の収集・処理・処分業(再生業を除く)	38.00	39
情報サービス業	63.90	
会員制団体	94.00	
クリーニング業	96.01	